

令和3年度
障害者総合支援法及び児童福祉法
に基づく集団指導資料

「実地指導における主な指摘事項等について」

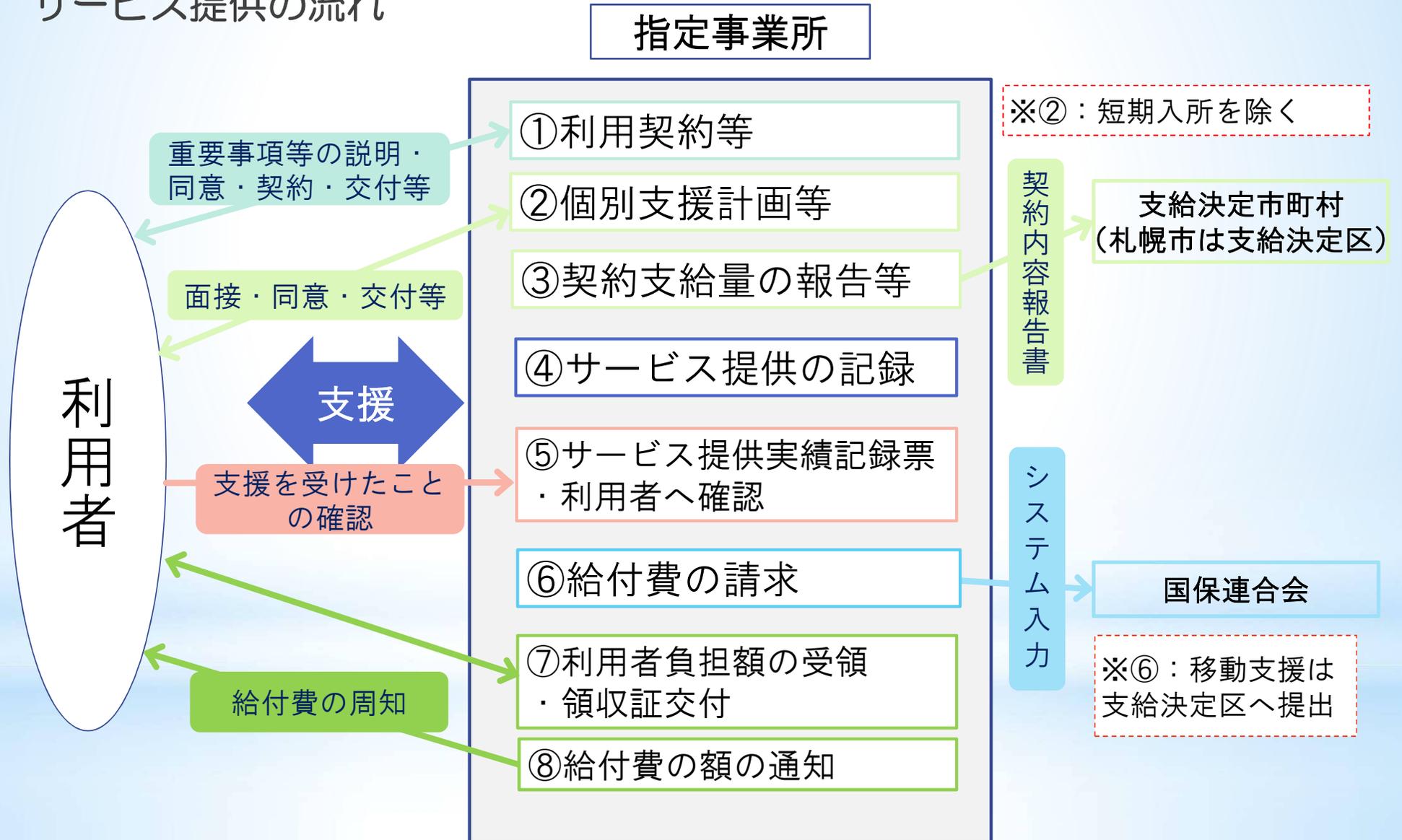
札幌市保健福祉局障がい福祉課
指導担当

目次

1 サービス提供の流れ・・・・・・・・・・P. 3	3 優良事例・・・・・・・・・・P.30
2 実地指導における主な指摘事項	4 事故報告について・・・・・・・・P.35
(1) 運営基準に係る指摘事項	5 自己点検表について・・・・・・・・P.39
① 運営規程・・・・・・・・・・P.18	6 指導・監査の実施状況
② 勤務体制の確保・・・・・・・・P.20	① 通報・苦情・・・・・・・・・・P.40
③ 秘密保持、④非常災害対策・・・P.22	② 実地指導・・・・・・・・・・P.41
⑤ 苦情解決、⑥会計の区分・・・・P.23	③ 監査・・・・・・・・・・P.42
⑦ 定員の遵守・・・・・・・・・・P.24	④ 監査の実施件数・・・・・・・・P.43
(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項	⑤ 行政処分の事例・・・・・・・・P.44
① 個別支援計画未作成減算・・・・P.25	⑥ 指定取消等の事由・・・・・・・・P.48
② サービス提供職員等欠如減算・・・P.26	7 令和3年度報酬改定・・・・・・・・P.49
③ 欠席時対応加算・・・・・・・・P.27	8 新型コロナウイルス関連情報・・・・P.66
④ 送迎加算・・・・・・・・・・P.28	9 関係法令・・・・・・・・・・P.67
(3) 体制届等に係る指摘事項・・・・P.29	

1 サービス提供の流れ

サービス提供の流れ



サービス提供の流れ ①利用契約等

重要事項説明書に記載すること

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況

申込者が
サービスを選択するために
必要な重要事項を記した文書

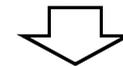


申込者に交付して説明、同意を得る。

契約書または重要事項説明書に記載すること

- 経営者の名称
- 主たる事務所の所在地
- 提供する事業の内容
- 利用者が支払う額に関する事項
- サービス提供開始年月日
- 苦情を受け付けるための窓口

福祉サービス苦情相談(市社協事業)は
令和3年度末で廃止



重要事項説明書に福祉サービス苦情
相談(市社協事業)の記載がある場合は
修正が必要

サービス提供の流れ ②個別支援計画等

個別支援計画の作成手順

- ・短期入所は個別支援計画無し。
- ・就労継続支援A型事業は、厚生労働省から示された個別支援計画の様式がある。
- ・居宅介護等は、C・Eを除く。

サービス提供に
当たる担当者

計画の見直し

サービス管理責任者等

A アセスメント

面接

B 個別支援計画の原案作成

説明

C 個別支援計画の原案に
関する担当者会議

同意

D 個別支援計画の完成

交付

E モニタリング

面接

F 個別支援計画の見直しの検討
(6月に1回以上)

※自立訓練・就労移行支援、自立生活援助は、3月に1回以上

利用者（利用児）
・家族等

サービス提供の流れ ②個別支援計画等

☆ 個別支援計画の作成者

個別支援計画の作成は、サービス管理責任者やサービス提供責任者、児童発達支援管理責任者が行うもの。

☞ サービス管理責任者等以外の者が作成した計画は、基準省令に基づいた個別支援計画とはみなされない。

A アセスメント

利用者と面談して、利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等を把握

面談の記録を残す

サービス提供の流れ ②個別支援計画等

B 個別支援計画の原案の作成

アセスメント結果に基づいて、利用者の意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標と達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画原案を作成

計画原案を作成

C 個別支援計画の原案に関する担当者会議

計画の原案について、サービス提供にあたる担当者などを集めた会議を開催し、原案の内容について、意見を求める。

計画の原案と担当者会議の記録を残す（原案は上書きしない）

サービス提供の流れ ②個別支援計画等

D1 個別支援計画の原案の利用者への説明・同意

担当者会議の結果を踏まえて修正した計画原案について、利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得る。

利用者から同意を得る

D2 個別支援計画の完成

利用者やその家族から同意を得て完成した個別支援計画を利用者に交付する。

同意日や交付日など記録

サービス提供の流れ ②個別支援計画等

E モニタリング

利用者やその家族と継続的な面談をするとともに、アセスメントを行い、計画の実施状況を把握する。

モニタリング結果の記録を残す

F 個別支援計画の見直し

少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、個別支援計画を変更するかどうか検討しなければならない。

計画の見直しの手順は「A アセスメント」から「E モニタリング」まで改めて行う。

サービス提供の流れ ③契約支給量の報告等

サービス提供を開始する場合

サービス提供を開始する場合は、サービスの内容、契約支給量、契約日などの必要な事項を、利用者の受給者証に記載する。

サービス提供が終了した場合

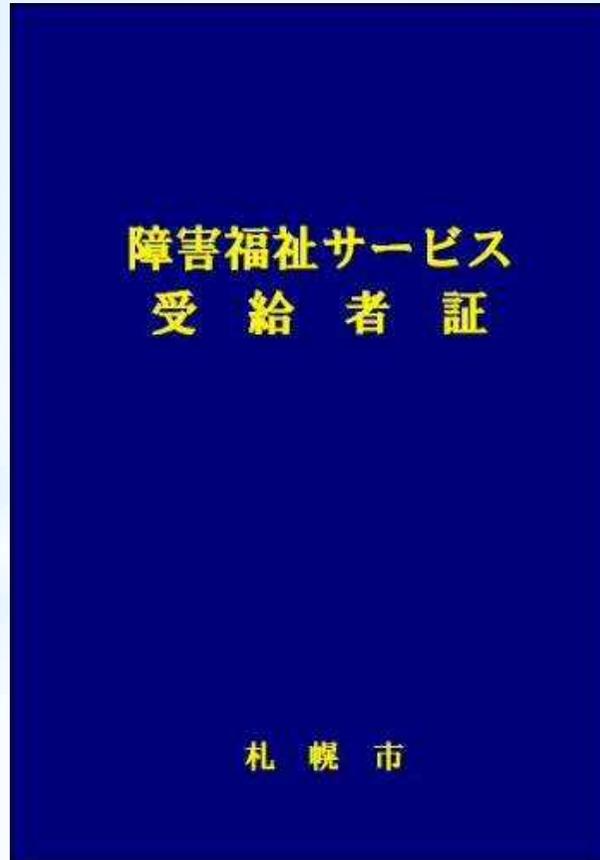
サービス提供を終了した場合は、その年月日（月途中で終了した場合は当該月で提供した支給量）を、利用者の受給者証に記載する。

1 サービス提供の流れ

サービス提供の流れ ③契約支給量の報告等

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
居住地	札幌市豊平区旭町1丁目2番地3号
フリガナ	サッポロ タロウ
氏名	札幌 太郎
生年月日	昭和42年12月31日 性別 男
フリガナ	サッポロ ハナコ
氏名	札幌 花子
生年月日	昭和55年2月14日 性別 女
障害種別	1 2 3 4
交付年月日	平成28年8月1日
支給市町村名及び印	札幌市豊平区 平岸6条10丁目 札幌市豊平区 011056

折り畳み版



冊子版（カバー付）

番号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護等事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約期間始期	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
2	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約期間始期	平成 年 月 日	
3	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約期間始期	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

サービス提供の流れ ④サービス提供実績記録票

1. サービス提供した内容を記録する

サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度、記録する。

2. 利用者から確認を受ける

- ・ サービスを提供したことについて、その都度、利用者から署名（または押印）により、確認を受ける。

☞ 1か月分まとめて確認を受けるのは不適切

（療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援については、後日一括して確認を得ることも可）

サービス提供の流れ ⑤提供したサービスの具体的内容に関する記録

「サービス提供実績記録票」だけでは、サービスの提供の記録として記載内容が不足しているため、「サービス提供実績記録票」の他に、提供したサービスの具体的内容に関する記録を残す。

サービス提供の記録

（「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。）

（記載内容）

1. サービスの提供日及び提供時間
2. 利用者名及びサービスを提供した従業者名
3. サービスの種類
4. 提供した具体的なサービス内容
5. 利用者の心身の状況
6. その他利用者へ伝達すべき必要事項

サービス提供の流れ ⑥給付費の請求

国保連への請求

給付費の請求について、サービス提供実績記録票、サービス提供の記録などの内容を確認しながら請求すること。

- サービス提供日時
- 送迎の記録
- 食事の提供の記録
- 欠席時の記録 など

サービス提供の流れ

⑦利用者負担額を受領・領収証交付、⑧給付費の額の通知

利用者負担額等の受領

利用者から利用者負担額等の支払いを受けた場合は、領収証を交付

※ 利用者から支払いを受ける時期や方法などについては、利用契約書などに定めておく。

給付費の額に係る通知等

国保連へ請求後、事業所が給付費を受け取った後は、利用者へ給付費の金額を通知する。

2 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

① 運営規程

営業時間

運営規程で規定している営業日時やサービス提供時間が実態と異なっている。

☞ 運営規程のサービス提供時間が実態とあっているか確認

重要事項説明書等との整合性

運営規程の内容と、利用契約書・重要事項説明書の内容が異なっている。

☞ 運営規程と、利用契約書・重要事項説明書の内容を突合

2 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

① 運営規程

虐待防止の措置

虐待防止の措置の記載が不足している。

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 虐待防止委員会の設置（令和3年度改定により追加）

☞ 虐待防止委員会の設置は令和4年4月1日まで行うこと。

運営規程の変更と変更届の提出も必要。

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

② 勤務体制の確保

雇用契約書

一部の従業者の雇用契約書を作成していないので、事業所の従業者によるサービスであることを確認できない（ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等。）。

☞ 当該事業所の支援とはいえず給付費を認められないため、必ず各従事者との雇用契約を締結すること。

研修

従業者に対する研修計画がない。研修を実施していない。研修を実施しても記録がない。

☞ 従事者の資質を向上するため、研修計画を作成し、研修を行う。研修を行った後は研修記録を作成する。

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

② 勤務体制の確保

勤務表

勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。

☞ 事業所ごとに、月ごとに従事者名、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載した勤務表を作成

支援を行う従事者が法人の役員を兼ねており、勤務表を作成していないため、当該事業所の従事者が支援を行ったのか確認できない。

☞ 支援を行う従事者は、法人の役員であっても勤務表に記載する。

2 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

③ 秘密保持

秘密保持の誓約書

職員の採用時に秘密保持の誓約書を徴していない。

誓約書内に「退職後においても秘密を漏らしてはならない」という記述がない。

☞採用時に必ず秘密保持の誓約書を徴する。現在、雇用している者についても全員分の誓約書の内容を確認する。

④ 非常災害対策

非常災害対策

避難訓練の実施の記録が確認できない。

非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

☞非常災害時のマニュアルを整備し、避難訓練の実施記録を残す。

非常災害に関する自己点検表

札幌市 障害 自己点検表

検索

2 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

⑤ 苦情解決

苦情解決の手順（マニュアル）が整備されていない。

苦情を記録していない。

☞ 苦情解決の手順（マニュアル）を整備し、苦情を記録することを各従事者に周知

⑥ 会計の区分

事業所ごとに会計を区分していない。

障害福祉サービスの事業ごとに会計を区分していない。

（複数のサービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスの事業ごとに会計を区分する必要があります）

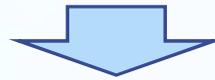
☞ 例えば、就労継続支援事業A型と就労継続支援事業B型の指定を受けている場合、収入及び支出はそれぞれの事業ごとに分ける。

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

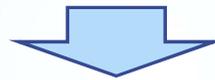
⑦ 定員の遵守

定員の遵守

定員超過利用減算に該当しない範囲で、恒常的に定員を超過している。



定員は利用者に対して安全で適切な支援を行うために、最低限必要な人員配置基準や報酬単価のもととなるもの。



定員超過利用減算に該当しなければいいというわけではない。減算に該当しない範囲であっても、定員超過が恒常的になっているのは不適切。

☞ 定員を超過して受け入れない。または、定員を増やす届け出を行い、定員増に伴う従事者を配置する。

(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

① 個別支援計画未作成減算

個別支援計画は「1 サービス提供の流れ」で説明したとおり、サービス管理責任者等が、サービス提供前に作成し、6カ月に1回以上、見直しを行わなければならない。



個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合は、当該月から30%の減算、3カ月目からは50%の減算

☞ 個別支援計画が適正に作成されているか確認

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていたことが判明した場合は、速やかに計画を作成するとともに、本市障がい福祉課へ連絡し、減算して請求

(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

② サービス提供職員・サービス管理責任者欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に給付費を減算。

サービス提供職員欠如減算

人員欠如が10%を超える場合は翌月から、10%以下の場合は翌々月から30%減算、3か月目からは50%の減算。

サービス管理責任者欠如減算

翌々月から30%減算、5か月目からは50%の減算。

☞ 従事者の変更等があった際はその都度、人員基準を満たすか確認

人員配置が欠如していた期間があったことが判明した場合は、本市障がい福祉課へ連絡し、減算して請求。また、新規雇用や配置転換等により欠如した人員を速やかに解消。

(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

③ 欠席時対応加算

- 欠席時対応加算を算定しているが、欠席の連絡を受けた日時や、利用者の状況、相談援助の内容等の記録が確認できない。

☞ 単に欠席の連絡を受けるだけでなく、電話等により当該利用者の状況を確認し、次の利用を促すなどの相談援助を行い、その内容を記録する。

- 欠席理由がやむを得ないものか確認できない（よくない例：私用のため）。

☞ 本人の責によらない急病等と同程度のやむを得ない理由か確認し、その内容を記録する。

(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

④ 送迎加算

- 自宅以外の場所に送迎する場合に、事前に特定の送迎場所を定めていない。
- ☞ 送迎加算は自宅と事業所間が原則なので、例外として自宅以外を送迎場所とする場合は、あらかじめ特定の送迎場所を定めて、書面（個別支援計画でも可）で本人の同意を得る。
- 送迎の日時や運転手、送迎対象者名、送迎をした場所などの記録を残していない。
- ☞ 送迎加算の対象となる送迎は記録を残す。万が一、トラブル等が発生した場合も記録が役に立つことがある。

(3) 体制届等に係る指摘事項

- 人員配置体制や加算算定に変更があったが、変更届を出していない。
- 業務管理体制の届け出をしていない。



指定申請内容（人員や設備に関わること全て）や届け出している加算算定に変更が生じた場合、又は変更が生じる見込みがある場合は、速やかに本市障がい福祉課へ届け出しなければならない。



当初の申請内容から変更されていたことが事後に判明し、本市条例に適合していなかった場合は事業者の指定が無効になったり、悪質な場合は指定取消等の行政処分を行う。なお、それまで受領していた給付費は全額返還の対象となる。

☞ 人員配置等に変更があった場合は速やかに届け出を行う。

届け出を行っているか複数の職員でチェックする。

優良事例

事業所職員が利用者の問題行動を注意叱責した際に、暴言とも受け取れるような言葉を使い、利用者の尊厳を傷つける内容であったため心理的虐待として認定されたが、そのことを真摯に受け止め、法人・事業所としての効果的な再発防止策に取り組んだ事例

心理的虐待の対象となる言い方を類型化



禁止用語に代わる表現を対比



禁止用語リストを事務所の壁に掲示するなどして、常に見える化

【職場内 禁止用語】

利用者さんの権利を守る為にも
これらの言葉は使わない！
いつ、どこで、誰に見られて（聞かれて）
も大丈夫という環境を作りましょう！！

《命令口調》

〇〇しなさい。 〇〇しろ。
〇〇やれ。 〇〇するな。
〇〇して。

〇〇してください。
〇〇しましょう。
〇〇しないでください。
〇〇はやめましょう。

《上から目線》

〇〇させる。 〇〇をやらせる。
呼び捨て・あだ名
〇〇してくれ。

〇〇してもらおう。
〇〇さん。

《脅し文句》

〇〇抜き。
〇〇しちゃうよ。
絶対〇〇して。

〇〇出来ますよ。
安心して下さいね。
〇〇しましょうか。

優良事例

《尊厳を傷つける言葉》

基本的に使うべきではありません。

例)

- ・～みたい。(相手を物などに例え、傷つける)
- ・〇〇さんはできるのに。(他者と比較する言葉)

《職務放棄》

ちょっと待って。
今無理。
あとでね。
忙しいから後にして。



〇〇まで待ってください。
〇〇が終わってからします。

3 優良事例

私たち、施設職員の仕事は
『支援』です。
利用者さんを『指導』『管理統制』『訓練』
する事ではありません。

施設職員が虐待行為に至るまでには
施設内の環境や雰囲気等に
非常に大きな影響をうけます。

虐待が発生しにくい環境を作る為にも、
利用者さんに対し、
上から目線で接しない事が重要です。
ですから、
『指示・命令口調』
は使うべきではないのです。

『〇〇しろ!』『〇〇するな!』
『〇〇させる!』『〇〇しなさい!』
なんて言葉を、
ご家族の前でも使えますか？

優良事例

3 優良事例

禁止用語リスト	
呼称	砕けた呼称、おまえ、あんた、呼び捨て、あだ名
命令口調	●●しなさい やめなさい、やめなさい、待ってなさい、頑張りなさい
	●●しろ/やれ 早く車に乗れ、あっち行け、早く行け、とっとやれ どいて、どけ、●●やってして、●●するよ 早く寝ろ、●●やってくれ
	●●するな ふざけるな、勝手に部屋を出るな、人にちよがけい掛けるな 喧嘩になるから●●に近づくな、
上から目線	●●してあげる やってあげる、●●してあげないよ、●●してやる
	●●させる、●●と言ったでしょ、●●見る？●●読む？ ●●と言ったでしょ、何だって！、こんな事も出来ないの？
脅し文句	●●無いよ 食べなかったらおやつなし、ご飯抜きたぞ、 ●●できなくなるよ ●●しないと●●してあげない
	特記入れるよ、担当辞めるよ うん、わかった… おやつ食べさせない
職務放棄	できません/無理 ●●できない、もう●●できません 今無理

	触らないで、何度も同じ事聞かない/言わないで 離れて、ちょっと待って、勝手にしなさい
尊厳を傷つける言葉	悪口 バカ、アホ、デブ、ブタ、バグ、カス、汚いよ、音痴、ずるい 飽きっぽい、計画性が無い、寂しがり、下手くそ、暗つき かわいくない、ブサイク
	暴言 コノヤロー、なめてんのか、死ぬ、殺すぞ、いい加減にしろ 待てと言ったろうが、さっきもやったろう、ダメ さっきも言ったろう
	否定する言葉 ●●だからダメ、●●のくせに、●●したらダメ、 どうせ～、だから…、ダメ、違う、 出来ないでしょ、無理でしょ、
仕事として使用すべきではない言葉	もう忘れたの？うるさい、なんでできないの、なんでそんなことするの、何回言ったらわかるんだ 失禁します、お座りしましょう イライラする、 ●●だべ 面倒くさい 疲れる、大変（利用者さんの前で）

優良事例

3 優良事例

※単語ではないですが、こんな言葉や態度は使わないほうがいい。

- ・ お客様に対して言わないような言葉。
- ・ 各利用者の過去やトラウマに合わせての禁止ワード
- ・ 強要するような言葉
- ・ 個性を尊重しない言葉掛け
- ・ 否定から入る言葉
- ・ 嫌そうな表情や態度
- ・ 舌打ち
- ・ 無視
- ・ 侮辱的な言葉
- ・ テーブルに腰掛ける
- ・ ポケットに手を入れる
- ・ だらだらした態度
- ・ 鍵やチェーンをくるくる回す
- ・ 姿勢が悪い
- ・ 腕組み/足組み
- ・ 年齢に合わない話し方
- ・ 職員のプライベートの話（外出や食事）

その後もマンネリ化を防ぐために、定期的（6カ月ごと）に職員にアンケートを取り、禁止用語のリニューアルを図っている。

4 事故報告について

事故等発生状況報告書

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により市へ報告してください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

札幌市 障害 事故報告

検索

【報告の範囲等】

サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問いません。

(報告様式1)

事故等発生状況報告書 (障がい福祉)

年 月 日

札幌市長 様

法人所在地
法人名称
代表者氏名

1 事故等が発生した施設・事業所
(1) 種 別
(2) 名 称
(3) 所在地

2 事故等の分類
該当する□にチェックを入れること

利用者処遇等に関するもの	施設・事業所及び従業員に関するもの
<input type="checkbox"/> 死亡事故	<input type="checkbox"/> 不法行為
<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 無断外出
<input type="checkbox"/> 失踪・行方不明	<input type="checkbox"/> 不法行為等
<input type="checkbox"/> 骨折・打撲・裂傷等	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬	<input type="checkbox"/> 火災
	<input type="checkbox"/> 事件報道が行われた場合等
	<input type="checkbox"/> その他必要と認められる場合

3 事故等の概要

4 事故等の発生日時・場所
(1) 日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
(2) 場所

1. 重大な事故等

- (1) 入所者等の死亡事故
- (2) 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- (3) 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- (4) 入所者等の不法行為
- (5) 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したものの）
- (6) 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- (7) その他(1)～(7)以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）



直ちに（※）札幌市障がい福祉課へ速報



速報日から7日以内に報告書を提出

※不審死等の場合に警察の検死結果が出てから市へ報告した事例がありますが、死亡事故は重大な事故ですので直ちに市へ速報を行ってください。

2. 上記1以外の事故

- (1) 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- (2) 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- (3) 無断外出・外泊（見つかった場合）
- (4) その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

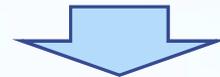


事故発生後（又は事故発覚後）
30日以内に報告書を提出

事故等発生状況報告書は押印不要なので、電子メールによる提出も可。

3. 事故報告事例

複数の利用児童を送迎車から降ろした際に点呼を採っておらず、酷暑の車中に利用児童を置き去りにした事例があった。



一歩間違えれば死亡事故にも繋がる重大な事案であり、点呼など送迎対象者の確認が必要。



点呼マニュアルを策定し、点呼をすることの徹底、点呼したことのダブルチェックを行うなどの改善を図った。

☞ 事故の発生原因を分析し、事業所としての再発防止策を定め、各従事者に周知。

札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表

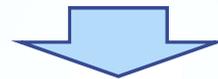
自己点検表とは

「自己点検表」は、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検を行うことができるもの（市ホームページにサービス種別ごとにファイルを掲載）。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

※実地指導の際には、事前に提出が必要な書類です。

札幌市 障害 自己点検表 検索



☞ 各事業所で自己点検を行っていただき、適切なサービス提供に努めてください。

人員基準違反や報酬・加算の返還が必要な事項が判明した場合は、速やかに本市障がい福祉課に相談するとともに、必要な届出をしてください。

① 通報・苦情

○ 通報・苦情の例

- ・利用者からの苦情や要望に対して、事業所が真摯に対応していない。
- ・利用している事業所で、支援を受けていない、放置されている。
- ・事業所から一方的に契約を解除された。



- ・利用者の立場に立ったサービス提供
- ・できるだけ理解を得られるよう親身で丁寧な対応
- ・苦情等を受けた場合は内容を記録し組織で対応

② 実地指導

指定後、3年に一度を目途に事業所に実地に赴いて、帳簿書類を確認し、法令に定めるサービスの取扱いや自立支援給付の請求等に関する事項について確認する。

請求に過誤があった場合は、過誤調整を指導する場合がある。

また、あらかじめ通知したのでは、日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、予告なく抜き打ちで実地指導を行う。

- ☞ いつ実地指導があっても問題がないよう、普段から適正なサービス提供を行う。
- ☞ 突然、本市職員が訪問する場合がありますので、調査にご協力ください。

③ 監査

サービス等の内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

「実地指導」は定期的に行うものだが、「監査」は不当な行為や不正な請求が疑われる場合や基準違反などの確認について必要があると認められる場合に行う。

○ 主な監査理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった。
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった。
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求した疑いがあった。
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった。
- 実地指導の改善報告が未提出であった。

④ 監査の実施件数

監査の結果、不当・不正な行為があったと確認した場合は、指定の取消しや指定の効力停止などの行政処分を行う。

実施年度	実施件数 (単位：事業所)	行政処分	
		取消	効力停止
平成28年度	9	5	0
平成29年度	5	1	1
平成30年度	3	1	1
令和元年度	19	4	7
令和2年度	11	3	3

令和3年度も監査12件実施。ここ数年、監査の件数が急増！

⑤ 行政処分の事例

事例A

○不正な手段により指定を受けた

指定申請・体制届・変更届の際に、事業所に従事する者として、本市に勤務形態一覧表及び雇用確約証明書等の書類を提出していたが、実際は申請・届出と異なる職員の配置を行っていた。

○人員基準を下回った状態で運営をしていた 等

人員基準を下回った状態で運営を続けており、サービス提供職員欠如減算の減算を逃れたまま、本来算定できない給付費を請求して受領した。

→指定取消、返還額約660万円

⑤ 行政処分の事例

事例B

○個別支援計画を適正に作成しないままサービス提供をしていた

入居者に対して、個別支援計画を適正に作成、見直しを行わないままサービスを提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を算定しないで訓練等給付費を不正に請求し、本来受領できない訓練等給付費を受領した。

○市の監査に対し虚偽報告を行った

実地指導中に2度にわたり、個別支援計画を適切に作成していたと虚偽の報告を行った。

→指定の一部効力停止6か月、返還額約3,000万円

⑤ 行政処分の事例

事例C

○サービス提供していないにもかかわらず給付費を請求していた
利用実態がないにもかかわらず、利用者が通所したことにして
給付費を請求していた。

○児童発達支援管理責任者が配置されていなかった
児童発達支援管理責任者が配置されておらず、児童発達支援管
理責任者欠如減算を算定しなければならないところ、減算せず
に給付費を不正に請求し受領していた。

○個別支援計画が適正に作成されていなかった
児童発達支援管理責任者が作成しなければならない個別支援計
画を、別の者に作成させていた。

○市の監査に対し虚偽答弁を行った 等
→指定取消、返還額約2,500万円

⑤ 行政処分の事例

事例D

○高い報酬単価となるよう配置人員を水増ししていた
本来より高い報酬算定区分となるよう、一部世話人の勤務時間数を実際より水増ししたり、稼働実績がないにもかかわらず稼働があるとして届出を行っていた。
また、常勤の管理者を配置しなければならないにもかかわらず、配置していなかった。

○市の監査に対し虚偽報告を行った 等
監査において提出された書類の一部に、あり得ない日付の誤記がみられたほか、何者かが利用者本人になりすまし、同意を示す署名をしたものが認められた。

→指定取消、返還額約6,000万円

⑥ 指定取消等の事由

- 給付費の不正請求
- 人員基準違反
- 市の監査に対し虚偽答弁、虚偽報告
- 不正な手段により指定を受けた

給付費の不正請求の場合は、当該給付費を返還させるだけでなく、40%加算した額を請求

返還額が数千万円
になる事例もある！

令和3年度報酬改定の概要

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

1 グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し

(1) 強度行動障害を有する人の受入を促進するために、強度行動障害の範囲を拡充した重度障害者支援加算（Ⅱ）：180単位／日の新設

(2) 医療的ケアの提供に係る看護職員配置を評価する医療的ケア対応支援加算：120単位／日の新設

(3) 強度行動障害を有する人の地域移行を促進するために、強度行動障害者体験利用加算：400単位／日の新設

(4) 重度障害者の受入にインセンティブが働くように基本報酬の見直し

(5) 入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保のために夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）の区分の新設

令和3年度報酬改定の概要

2 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し

- (1) サービス管理責任者と地域生活支援員が兼務可へ変更
- (2) 支給決定について、標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合、市町村審査会の個別審査を要件として複数回の更新が可に変更
- (3) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者に、同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える対象者の拡充
- (4) 同行支援加算について同行支援の回数に応じた単位数の設定
- (5) 夜間の緊急対応・電話対応の評価として、緊急時支援加算（Ⅰ）：711単位／日、緊急時支援加算（Ⅱ）：94単位／日の新設
- (6) 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を評価する居住支援連携体制加算：35単位／月の新設
- (7) 居住支援体制強化の取り組みを評価する地域居住支援体制強化推進加算：500単位／回の新設

令和3年度報酬改定の概要

3 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援における緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）、緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に、地域生活支援拠点の場合の加算：50単位／回を新設

(2) 短期入所において地域生活支援拠点等の場合の加算：100単位／日の新設

4 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し

(1) 生活介護・施設入所支援における重度障害者支援加算の「加算の算定を開始した日から起算して90日以内：700単位」について、「加算の算定を開始した日から起算して180日以内：500単位」へ変更

(2) 生活介護の重度障害者支援加算（Ⅰ）において、人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定し、両加算の要件を超える人員配置をしていることを算定要件として変更

令和3年度報酬改定の概要

5 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

(1) 小規模事業所の基本報酬の引き上げと特定事業所加算の基本報酬への組み込み。例：機能強化（Ⅲ）のサービス利用支援費の場合、改正前1,462単位⇒改定後1,672単位。

(2) 常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価する機能強化（Ⅳ）の区分の新設

(3) 常勤専従1名を配置した上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保することで区分を算定できる要件の変更

(4) 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接をした場合の初回加算の算定回数（重ねて算定）の変更

(5) モニタリング対象月以外の面接、会議開催、会議参加について評価する集中支援加算：300単位／月（面接、会議開催、会議参加それぞれで月1回を限度）の新設

(6) サービス終了前後の取り組みの評価として居宅介護支援事業所等連携加算の拡充

令和3年度報酬改定の概要

効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

1 就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

(1) 就労移行支援において、一般就労の高い移行実績を実現する事業所について評価する基本報酬の見直し

(2) 就労移行支援における基本報酬の区分の決定に係る実績の対象期間の変更

(3) 就労移行支援において、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価する支援計画会議実施加算：583単位／回の新設

(4) 就労定着支援における基本報酬の区分決定に係る就労定着率の実績範囲の見直しと単位数の見直し

(5) 関係機関との連携を強化し、協力関係を構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する定着支援連携促進加算：579単位／回の新設

令和3年度報酬改定の概要

2 就労継続支援A型、B型の基本報酬等の見直し

(1) 就労継続支援A型において、改正前の「1日の平均労働時間」に応じて算定する基本報酬を、「労働時間・生産活動・多様な働き方・支援力向上・地域連携活動の判定スコア」に応じて算定する方式に変更

(2) 就労継続支援B型において、「平均工賃月額」に応じて算定する基本報酬の区分を改正前の7区分から8区分への見直しと「利用者の就労や生産活動等への参加等」による基本報酬の区分（Ⅲ）（Ⅳ）の新設

(3) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬算定において、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取り組みを実施する事業所を評価する地域協働加算：30単位／日の新設

(4) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬算定において、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価するピアサポート実施加算：100単位／月の新設

令和3年度報酬改定の概要

3 医療型短期入所の受入体制強化

(1) 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、基本報酬の引き上げ（医療型短期入所サービス費（I）：改正前2,907単位／日⇒改定後3,010単位／日）

(2) 医療型短期入所の対象者の整理

(3) 特別重度支援加算の算定要件の変更と単位数の見直し

(4) 保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、その専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施していることを評価する日中活動支援加算：200単位／日の新設

令和3年度報酬改定の概要

医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

1 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける基本報酬の区分の新設
- (2) 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける看護職員加配加算の算定要件の緩和
- (3) 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける看護職員について、改正前の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることが可へ変更
- (4) 福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の算定要件の緩和

令和3年度報酬改定の概要

2 放課後等デイサービス・児童発達支援の報酬体系等の見直し

(1) 判定スコアやサービス提供時間に応じた基本報酬の区分の見直し、ケアニーズの高い児童や虐待等の要保護児童等への支援を評価する個別サポート加算の新設

(2) 児童指導員等加配加算の対象資格の見直し（手話通訳士、手話通訳者の追加）と単位数の見直し

(3) 専門的支援を必要とする児童のために専門職の配置を評価する専門的支援加算の新設

3 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

(1) 障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し基本報酬の引き上げ

(2) 18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の評価としてソーシャルワーカー配置加算の新設

令和3年度報酬改定の概要

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

(1) 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価 緊急時支援加算の新設

(2) 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した基本報酬の設定

(3) 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更なる加算での評価：1年未満で退院する場合＋500単位／月

(4) あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価する日常生活支援情報提供加算100単位／日の新設

令和3年度報酬改定の概要

- (5) 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価する居住支援連携体制加算**35**単位／回の新設
- (6) 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取り組みを評価する地域居住支援体制強化推進加算**500**単位／回の新設
- (7) ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価するピアサポート体制加算**100**単位／回の新設

令和3年度報酬改定の概要

感染症や災害への対応力の強化

1 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進

(1) 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施の義務づけ（3年の経過措置あり）

(2) 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の義務づけ（3年の経過措置あり）

(3) 施設系、通所系、居住系サービスにおいて、非常災害対策における訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを規定

令和3年度報酬改定の概要

2 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等のICT等を活用した対応が可能になった。

例：身体拘束等の適正化のための対策検討委員会

個別支援計画作成等に係る担当者等会議

虐待防止のための対策検討委員会

令和3年度報酬改定の概要

障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

1 医療連携体制加算の見直し

- (1) 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した医療的ケアと非医療的ケアの単価の適正化
- (2) 福祉型短期入所において、高度な医療的ケアを必要とする者の受入を推進するため、8時間以上の区分の新設

令和3年度報酬改定の概要

2 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべきことを追加。

- (1) 従業者への虐待防止研修実施を義務化（努力義務から義務化）
- (2) 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務から義務化）
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することを義務化（新規）

令和3年度報酬改定の概要

2 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべきことを追加。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることを規定
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備することを規定
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施することを規定
- (4) 訪問系サービスについても、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、身体拘束廃止未実施減算を創設

令和3年度報酬改定の概要

3 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

事業者による職場環境改善の取り組みをより実効性が高いものとする観点、事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするような配分ルールの見直し。

- (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルール（「2倍以上とすること」から「より高くすること」へ）の見直し
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算や福祉・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件について、当該年度における職場環境等要件に基づく取り組みの実施を求め、職場環境改善の取り組みを実効性が高いものが推進されるように見直し
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算等の加算率の算定方法の見直しとそれに伴う加算率の変更

新型コロナウイルス感染症関連情報

1 新型コロナウイルス感染対策マニュアル

(介護サービス・障害福祉サービス共通、令和2年11月改訂版)

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shingata_corona/taisaku_gaido.html

2 PCR検査受検時の報告

利用者または職員がPCR検査を受けることになった場合は、上記HPにあるコロナPCR報告書を、本市障がい福祉課へ提出してください。

3 陽性者発生時における事業所の閉鎖検討

利用者または職員の中に、濃厚接触者や感染している可能性がある方がいらっしゃる場合は、事業所内での感染拡大・クラスター発生を防ぐため、事業所の一時的な閉鎖について慎重にご判断ください。

4 ワクチンの追加（3回目）接種について

「さっぽろ新型コロナウイルス・ワクチンNAVI」の最新情報をご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/vaccine/index.html>

9 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害福祉サービス 及び移動支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
	報酬告示 札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号） ○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準（平成26年札幌市告示第859-8号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）
	要綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱（平成18年9月26日保健福祉局理事決裁）
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン（平成30年4月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課）

9 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）

9 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児通所支援 障害児入所支援	法律	○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）
	解釈通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）
	報酬告示	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号） ○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）
	留意事項通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
	条例	○札幌市児童福祉法施行条例（平成24年12月13日札幌市条例第62号）

9 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	法律	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
	解釈通知	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）
	報酬告示	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）
	留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）